

## 受講申込書

岐阜労働局長登録143号

## 建設機械[整地等 3トン以上]

**058-322-2152**

↑こちらへ送信して下さい

文字を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を記入し

その上に印鑑を押して下さい。

修正液・修正テープは使用しないで下さい。

フリガナ					生年月日	昭和 年月日 平成 年月日 歳
名前					<input type="checkbox"/> 旧姓又は通称の併記を希望の方はチェックして下さい。	
住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都道府県				連絡先	携帯(自宅) - -
事業所 (請求先)	事業所名 ※当日支払いの場合の領収書宛名となります。				担当者	
	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都道府県				電話	- -
					FAX	- -
コース ご希望のコースに <input checked="" type="checkbox"/> して下さい。	<input type="checkbox"/> 5日免除なしコース		<input type="checkbox"/> 2日大特コース		<input type="checkbox"/> 2日運転経験ありコース	
	免除資格のない方		大型特殊免許を所持の方		普通自動車免許を所持し、 小型建設機械の運転経験が 3ヶ月以上の方	
	裏面の申請書及び添付書類が必要です。					
日程 <small>講習日程表でご確認の上記入下さい</small>	1日め 学科 <small>5日コースの場合 午前 学科 午後 実技</small>	2日め 実技 <small>5日コースの場合 学習 実技</small>	3日め 実技	4日め 実技	5日め 実技	
	/	/	/	/	/	

本人確認書類 運転免許証 または 住民票

パスポート 在留カード の写しを貼って下さい。

- 自宅や会社にコピー機がない場合は、入校日に学校でコピーします。

特に2日大特コースの方は大特免許、

2日運転経験ありコースの方は

**普通自動車免許が必要です。**

## 運転免許証の裏面の写し

※係員記入欄

TEL案内済

□ 窓口案内済

受付日 / 係 領收

玩·孤

講習料金

1

1

# 講習科目免除申請書

2日運転経験ありコースで受講をご希望の方は本申請書のご提出が必要です。

下欄「3トン未満の小型建設機械（整地等）の運転の業務に従事した経験の証明書」に事業主が必要事項を記入・押印し、必要な書類を添えて免除申請をして下さい。

## 3トン未満の小型建設機械（整地等）の運転の業務に従事した経験の証明書

受講を希望する者の氏名			
経験した期間	西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 ~ 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	注意 3ヶ月以上の運転経験が必要です。	
使用した車両	メーカー	機種名	機体質量（車両本体の重さ）
			トン 注意 機体質量が3トン未満の建設機械に限ります。 ※未満のため、3トンは該当しません。
主な経験内容			

上記の通り3トン未満の小型建設機械（整地等）の運転の業務に従事した経験を有することを証明致します。

また下記書類を添えますので、審査をお願いします。

**特別教育を登録教習機関で受けた方** 下記添付書類A.が必要です。

添付書類A.登録教習機関が交付した特別教育修了証の写し

**特別教育を登録教習機関以外で受けた方** 下記添付書類B.が必要です。

添付書類B.特別教育を実施した事業所が保存している特別教育実施記録簿の写し又は元請け会社等が開催した特別教育の受講証明書

事 業 主	上記証明いたしました。 <b>事業主印</b> 又は <b>代表者印</b>	住 所	印
		事業所名 代表者名	
※代表者名の記入漏れにご注意ください			

### 添付書類A.小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育修了証の写し

登録教習機関が交付した「小型建設機械（整地等）特別教育修了証」又は  
事業所等が実施した「特別教育実施記録簿」の写しを貼って下さい

#### ご注意

- 登録教習機関等の専門教育機関で特別教育を受けた場合は、交付された特別教育修了証の写しを貼り、講習開始日に原本をご提示下さい。
- 特別教育を事業所等で実施した場合は、講習実施日、科目名及び科目ごとの教育時間等の記載された時間割表、使用したテキストの名称、講師の氏名及び講師の資格の証明、学科及び実技の講習場所、実技に使用した建設機械の能力及び講習機材その他必要事項が記載された事業所保存記録書類の写しを添付して下さい。なお事業所内で行う特別教育は法令の定めに従って正しく行われたものであることが必要です。